

◎所得について

種類		内容	所得金額の計算方法	
営業等		卸・小売業、製造業、飲食業、建設業、大工、生命保険外交員、サービス業などの事業所得	【所得金額】＝【収入金額】－【必要経費】 ・収入金額 …令和6年中に収入となることが確定した金額（売上金、現物収入、雑収入） ・必要経費 …収入を得るために必要な経費（仕入額、雇人費、公租公課、地代、家賃、修繕費、減価償却費など）※不動産の収入には、未収家賃も含まれます。	
農業		農業物生産、果樹栽培、農家が兼業する家畜飼育等による所得		
不動産		地代、家賃、貸駐車場などから生じる所得		
配当		株式、出資配当金、剰余金などによる所得	【所得金額】＝【収入金額】－【必要経費】 ・収入金額…手取額ではなく税金を源泉徴収する前の金額 ・必要経費…株式などを購入する為に借り入れた借入金の利子	
給与		給与、賞与、俸給、賃金などによる所得	給与所得金額計算表参照	
雑	公的年金等	厚生年金、国民年金、農業者年金、共済年金、恩給などの所得	公的年金等の所得金額計算表参照	
	業務	副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的な所得	【所得金額】＝【収入金額】－【必要経費】	
	その他	原稿料、講演料、印税や個人年金などによる所得	【所得金額】＝【収入金額】－【必要経費】	
総合譲渡		機械器具、書画骨董、車両、ゴルフ会員権等の譲渡による所得	【所得金額】＝【収入金額】－【必要経費】－【特別控除】 ・特別控除は、収入から必要経費を差し引いた金額が、 ◎50万円未満ならばその金額 ◎50万円以上ならば、50万円 ※長期・短期両方ある場合は、まず短期から特別控除を引き、その額が50万円に満たない場合は、その差分を長期譲渡から差し引きます。 ・一時所得の特別控除は、総合譲渡と同様です。 ※課税される所得金額は、総合譲渡と一時所得をあわせて計算します。 短期譲渡所得＋{（長期譲渡所得＋一時所得）×1/2}	
		短期譲渡		保有期間5年以下
		長期譲渡		保有期間5年超
一時		生命保険契約に基く一時金、払戻金、懸賞当選金などの所得		

◎所得金額調整控除について

令和３年度より、市民税・県民税が下記に該当する場合は給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

(1) 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

その年の給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、次の①から③のいずれかに該当する給与所得者の総所得金額を計算する場合に、以下の計算式で算出される所得金額調整控除額を給与所得から控除する。

- ①本人が特別障害者に該当する者
- ②年齢23歳未満の扶養親族を有する者
- ③特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する者
- 所得金額調整控除額
- {給与等収入の収入金額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円} ×10％＝控除額
- (控除額に1円未満の端数があるときはその端数を切り上げ)

※この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がありません。したがって、例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に1人の年齢23歳未満の扶養親族である子がいるような場合には、その夫婦双方が、この控除の適用を受けることができます。

(2) 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

その年において、次に該当する者の総所得金額を計算する場合に、以下の計算式で算出される所得金額調整控除額を給与所得から控除する。

対象者：給与収入に係る給与所得があり、かつ公的年金に係る雑所得の金額がある者でその合計金額が10万円を超える者

所得金額調整控除額

{給与所得控除後の給与所得額（10万円を超える場合は10万円）+公的年金等所得控除後の公的年金等に係る雑所得（10万円を超える場合は10万円）}－10万円

※上記（1）の所得金額調整控除の適用がある場合はその適用後の給与所得の金額から控除します。

◎控除について

種 類	内 容	
雑損控除	あなたや生計を一にする親族が、災害や盗難、横領などにより、住宅・家財・現金などに損害を受けた場合	Ⅰ（損失金額-保険などの補てん額）-総所得金額×1/10 Ⅱ（災害関連支出の金額-保険などの補てん額）-5万円 …ⅠかⅡのどちらか多いほうの金額が控除額となります。

医療費控除	あなたや、生計を一にする親族のために支払った医療費がある場合	支払った医療費（保険などの補てん額）から総所得金額の 5%か 10 万円のどちらか少ない方を差し引いた残りの金額が控除額となります。
-------	--------------------------------	--

社会保険料控除	あなたや生計を一にする親族が負担すべき社会保険、介護保険、国民年金、農業者年金などの保険料や国民健康保険税を、令和 4 年中にあなたが支払った場合、支払った全額が控除額となります。
小規模企業共済等掛金控除	あなたが支払った小規模共済掛金（旧第二種共済掛金を除く）や心身障害者扶養共済掛金、確定拠出年金法に規定する個人型年金の加入者掛金がある場合、支払った全額が控除額となります。

生命保険料控除	あなたや親族を受取人とする生命保険契約、個人年金契約、平成 24 年 1 月 1 日以降に契約した介護医療保険契約等に係る保険料または掛金を支払った場合	旧契約（平成 23 年 12 月 31 日以前に契約） ※一般生命保険、個人年金に適用	
		支払保険料	計算方法
		15,000 円以下	支払保険料等の全額
		15,001 円～40,000 円	支払保険料等×1/2+7,500 円
		40,001 円～70,000 円	支払保険料等×1/4+17,500 円
		70,001 円以上	一律 35,000 円
		※旧契約分の適用限度額 35,000 円	
		新契約（平成 24 年 1 月 1 日以降に契約） ※一般生命保険、個人年金、介護医療保険料に適用	
		支払保険料	計算方法
		12,000 円以下	支払保険料等の全額
		12,001 円～32,000 円	支払保険料等×1/2+6,000 円
		32,001 円～56,000 円	支払保険料等×1/4+14,000 円
		56,001 円以上	一律 28,000 円
		※新契約分の適用限度額 28,000 円	
		・旧契約と新契約の両方がある場合 旧契約分は旧契約の計算式で、新契約分は新契約の計算式で計算後、合計した金額が控除金額となります（適用限度額 28,000 円）。 特例として、旧契約分のみ の 控除額のほうが大きい場合（28,001 円以上）は旧契約分の計算で算出した控除金額が適用されます。 ◆申告書に記入する「最終的な控除額」の合計適用限度額は 70,000 円です。 （一般生命保険控除）＋（個人年金控除）＋（介護医療保険料控除）≤70,000 円	
地震保険料控除	あなたや親族を受取人とする損害保険契約に係る地震等損害部分の保険料や掛金を支払った場合	支払地震保険料の 2 分の 1 相当が控除額です。（※限度額 25,000 円）	
		また、平成 1 8 年末までに締結した長期損害保険料（保険期間が 1 0 年以上で満期返戻金のあるもの）には、以下の計算方法にて算出された金額が控除額となります。（※限度額 10,000 円）	
		支払長期損害保険料	計算方法
		～5,000 円	支払保険料と同額
		5,001 円～	支払保険料×1/2+2,500 円
		一つの控除証明のなかに地震保険料と長期損害保険料の両方が記載されている場合はどちらか一方有利なほうを選択できます。ただし控除証明が複数ある場合はそれぞれ有利なほうを選択し、合算します。※両方合算の場合、限度額は 25,000 円です。	

種 類	内 容	控除金額
ひとり親控除	現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で次の①から③のいずれにも該当する方 ① 合計所得金額が 500 万円以下であること ② 総所得金額等が 48 万円以下の生計を一にする子（※1）がいること ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者（※2）がいないこと ※1 生計を一にする子のうち、他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされた者を除く ※2 あなたが世帯主の場合は、住民票の続柄に「夫（未届）」などと記載されている者のこと あなたが世帯主でない場合で、あなたの住民票の続柄が世帯主の「妻（未届）」などと記載されている場合は、その世帯主の者のこと	30 万円
寡婦控除	「ひとり親」に当たらない方で次の①から③のいずれにも該当する方 ① 合計所得金額が 500 万円以下であること ② 以下のいずれかに該当すること ・夫と死別した後婚姻していない方又は夫が生死不明などの方 ・夫と離別した後婚姻していない方で、扶養親族（※3）を有する方 ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者（※2）がいないこと ※2 はひとり親の説明に同じ ※3 合計所得金額 48 万円以下で、他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされていない者	26 万円
勤労学生控除	あなたが大学、高校、各種学校などの学生または生徒で、前年中の合計所得金額が 75 万円以下であり、労働によらない所得金額が 10 万円以下の方	26 万円
障害者控除	あなたやあなたの控除対象配偶者及び扶養親族で、以下のような方 ①身体障害者手帳や、戦傷病者手帳をもらっているなど、精神や身体に障害のある方 ②65 歳以上の要介護認定された方で、市町村長から障害者控除対象者の認定を受けた方	26 万円

特別障害者控除	上記に該当し、重度精神障害者、身体障害者手帳 1・2 級及びこれに準ずる方				30 万円
同居特別障害者控除	上記の特別障害者控除に該当し、かつその特別障害者と同居である方				53 万円
配偶者（特別）控除	令和 6 年 12 月 31 日（年の途中で死亡した方は、その死亡日）現在、あなたと生計を一にする配偶者のそれぞれの合計所得金額に応じて受けられる控除 配偶者（特別）控除額表参照				
扶養控除	令和 6 年 12 月 31 日（年の途中で死亡した方は、その死亡日）現在、あなたと生計を一にする配偶者以外の親族で、前年中の合計所得金額が 48 万円以下の方（事業専従者の方は該当しません。）	一般	16 歳以上 19 歳未満 H18. 1. 2 以後生まれ～H21. 1. 1 以前生まれ		33 万円
		特定	19 歳以上 23 歳未満 H14. 1. 2 以後生まれ～H18. 1. 1 以前生まれ		45 万円
		一般	23 歳以上 70 歳未満 S30. 1. 2 以後生まれ～H14. 1. 1 以前生まれ		33 万円
		老人	70 歳以上 S30. 1. 1 以前生まれ	同居老親等以外	38 万円
				同居老親等	45 万円
基礎控除	あなたの合計所得金額が 2, 500 万円以下の場合に適用される控除 基礎控除額表参照				

※控除を受けるためには、証明書が必要となります。

●給与所得金額計算表

給与収入金額の合計			給与所得金額	
0 円	～	550,999 円	所得 0円	
551,000 円	～	1,618,999 円	収入金額 － 550,000 円	
1,619,000 円	～	1,619,999 円	1,069,000 円	
1,620,000 円	～	1,621,999 円	1,070,000 円	
1,622,000 円	～	1,623,999 円	1,072,000 円	
1,624,000 円	～	1,627,999 円	1,074,000 円	
1,628,000 円	～	1,799,999 円	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。（算出金額：A）	「A×2.4+100,000 円」で求めた金額
1,800,000 円	～	3,599,999 円		「A×2.8-80,000 円」で求めた金額
3,600,000 円	～	6,599,999 円		「A×3.2-440,000 円」で求めた金額
6,600,000 円	～	8,499,999 円	収入金額 × 0.9 － 1,100,000 円	
8,500,000 円	～		収入金額 － 1,950,000 円	

* 給与所得者・年金所得者で給与・年金以外に所得がある方は納付方法が選択できます。
申告書表面の「給与の公的年金等にかかる所得以外の市町村民税・道府県民税の納税方法」欄にご記入ください。

●公的年金等の所得金額計算表

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等の雑所得金額		
		公的年金等の雑所得以外の所得にかかる合計金額		
		1,000 万円以下の場合	1,000 万円を超え 2,000 万円以下の場合	2,000 万円を超える場合
65 歳未満 （昭和 35 年 1 月 2 日以後生まれ）	130 万円未満	収入金額 － 600,000 円	収入金額 － 500,000 円	収入金額 － 400,000 円
	130 万円以上 410 万円未満	収入金額 × 0.75 － 275,000 円	収入金額 × 0.75 － 175,000 円	収入金額 × 0.75 － 75,000 円
	410 万円以上 770 万円未満	収入金額 × 0.85 － 685,000 円	収入金額 × 0.85 － 585,000 円	収入金額 × 0.85 － 485,000 円
	770 万円以上 1,000 万円未満	収入金額 × 0.95 － 1,455,000 円	収入金額 × 0.95 － 1,355,000 円	収入金額 × 0.95 － 1,255,000 円
	1,000 万円以上	収入金額 －1,955,000 円	収入金額 －1,855,000 円	収入金額 － 1,755,000 円
65 歳以上 （昭和 35 年 1 月 1 日以前生まれ）	330 万円未満	収入金額 － 1,100,000 円	収入金額 － 1,000,000 円	収入金額 － 900,000 円
	330 万円以上 410 万円未満	収入金額 × 0.75 － 275,000 円	収入金額 × 0.75 － 175,000 円	収入金額 × 0.75 － 75,000 円
	410 万円以上 770 万円未満	収入金額 × 0.85 － 685,000 円	収入金額 × 0.85 － 585,000 円	収入金額 × 0.85 － 485,000 円
	770 万円以上 1,000 万円未満	収入金額 × 0.95 － 1,455,000 円	収入金額 × 0.95 － 1,355,000 円	収入金額 × 0.95 － 1,255,000 円
	1,000 万円以上	収入金額 －1,955,000 円	収入金額 －1,855,000 円	収入金額 －1,755,000 円

* 計算上、マイナスが出れば0円になります。

遺族年金・障害年金等は非課税所得ですので金額は記入しないでください。
（申告書裏面の「その他の事項」へ記入してください。）

●配偶者（特別）控除額表

控除の種類			申告者(あなた)の合計所得金額			
			900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円越え 1,000 万円以下	1,000 万円超
配偶者控除	配偶者の 合計所得 金額	48 万円以下 (下段は老人控除対象配偶 者:昭和 28 年 1 月 1 日以前生	33 万円	22 万円	11 万円	適用なし
			38 万円	26 万円	13 万円	
配偶者特 別控除		48 万円超 95 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円	
		95 万円超 100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円	
		100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円	
		105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円	
		110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円	
		115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円	
		120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円	
		125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円	
		130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円	
		133 万円超	適用なし			

●基礎控除額表

あなたの合計所得金額	控除額
2,400 万円以下	43 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円
2,500 万円超	適用無し